

【参加者募集／参加費無料】

愛知県建築物地震対策推進協議会

愛知県建設団体協議会

大工・工務店向け 耐震改修推進研修会 ご案内

～熊本地震から学ぶ、調査分析震度7に備えた耐震改修であるために～

この研修会は愛知県建築物地震対策推進協議会（愛知県及び県内の市町村と建築系主要関係団体で構成）の主催により開催いたします。

平成28年4月14日・16日に発生した震度7熊本地震徹底検証、我々の身にもいつ何時起こるかわからない大地震について、施工事業者、技術者の皆様が安心して住むことができる木造住宅の耐震改修工事の推進を図るための技術・知識の能力向上の研修会を開催いたします。

今後の現場実務に必ず役立つ情報知識として、受講して良かったと思っていただくよう取り組んでいますので、ふるってご参加いただくよう宜しくお願い申し上げます。

■開催内容

1. 開催日時及び会場

【受付は各会場の開催時間の20分前より】

会場	名古屋会場	安城会場
日時	平成29年2月1日(水) 午後5時～7時15分	平成29年2月3日(金) 午後6時～8時15分
会場	アピタン(全労済愛知県本部会館)2階大ホール 名古屋市熱田区金山町1-12-7	安城市文化センター 3階大会議室 安城市桜町17-11
定員	80名	80名

2. 内 容 (予定)

◆自治体における耐震事業の取り組み【30分】

【愛知県建設部建築局住宅計画課／西尾市・名古屋市 担当者】

◆現代木造住宅の耐震性能、今後の木造住宅づくりへ！

熊本地震を受けて、震度7でも倒壊しない耐震木造住宅の徹底検証【90分】

【名古屋工業大学大学院 教授 井戸田秀樹 氏】

◆耐震改修工事の融資について【15分】

【独立行政法人住宅金融支援機構東海支店 担当者】



3. 参加費 無 料

4. 申込方法 平成29年1月20日(金)までに、下記「参加申込書」にご記入の上、
FAX ⇒ (052-910-0609) へお申込み下さい。

※1. 受講票は発行しません。

※2. 建築士の方、市町村職員の方も参加可能です。

5. 主 催 愛知県建築物地震対策推進協議会

共催・愛知県建設団体協議会（愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会）

6. お問合せ先 愛知県建設団体協議会 TEL:052-910-0608／愛知県住宅計画課TEL:052-954-6549

7. その他 この勉強会は、CPD制度として単位が認定される予定です。

大工・工務店向け 耐震改修推進研修会 参加申込書

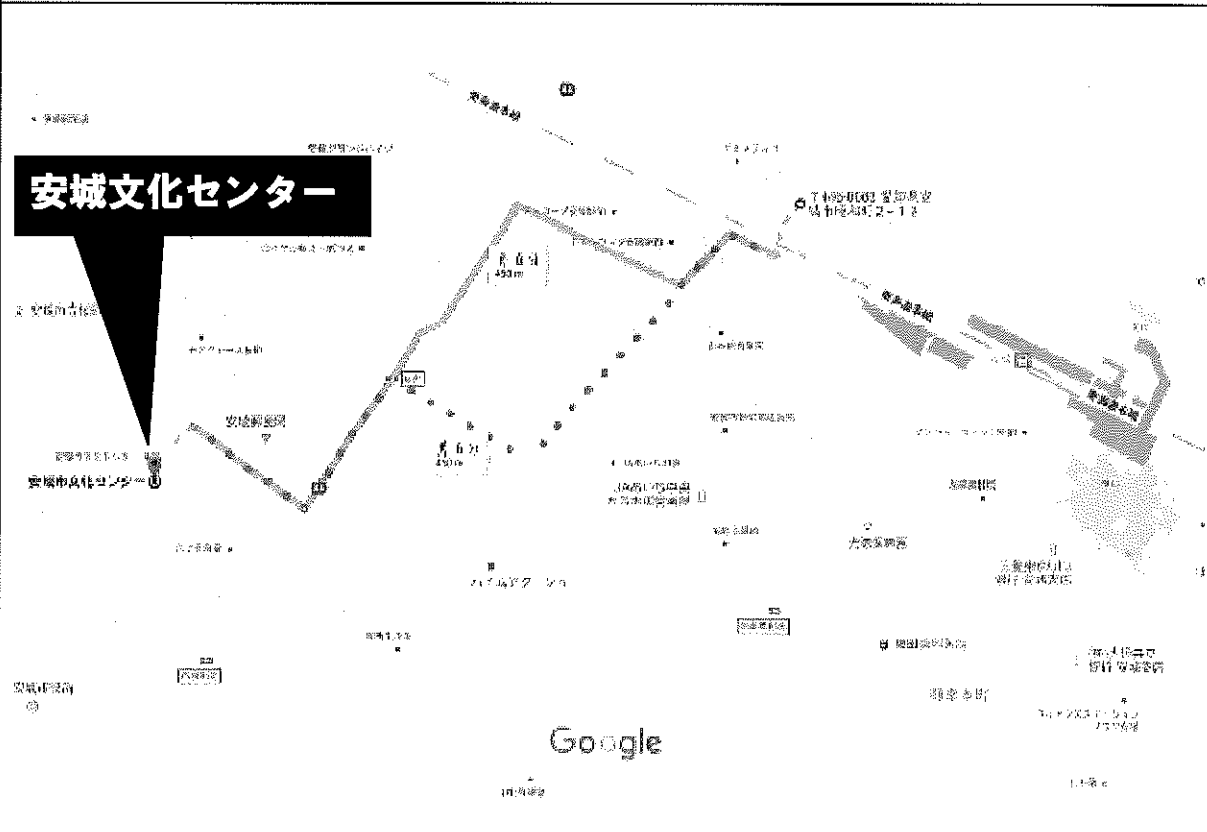
標記の研修会を受講したいので次のとおり申し込みします。 ※この情報は研修会開催に関する事項のみ利用いたします。

受講希望会場	名古屋会場 ・ 安城会場 ※該当する会場に○印を付してください		
氏 名		勤務先名	
所在地	〒		
TEL		FAX	

申込先・FAX番号 052-910-0609（愛知県建設団体協議会）

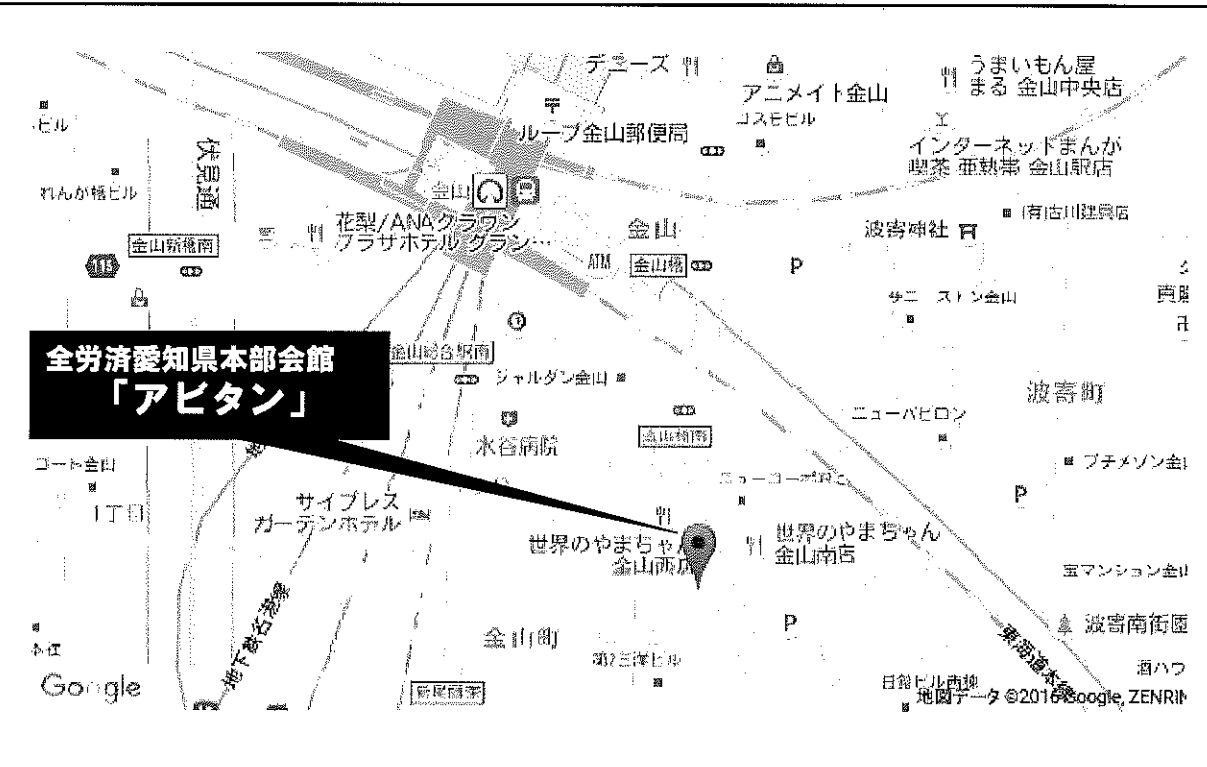
【安城会場】 安城市文化センター3階 大会議室 安城市桜町17-11

JR安城駅南口より、徒歩10分 車でのご来館 (国道1号線東栄町交差点より南へ約4km)



【名古屋会場】 アビタン (全労済愛知県本部) 2F 大ホール

名古屋市熱田区金山町1-12-7 金山総合駅南口より徒歩3分



各位

平成28年11月吉日

「建築物省エネ法の施行等について」の行政懇談会開催案内

(公社)愛知建築士会 名古屋中支部
支 部 長 向井 稔
行政委員長 玉置 謙

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、愛知建築士会 名古屋中支部の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が平成27年7月8日に公布されました。その建築物省エネ法により、平成29年4月から、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務化の規制措置が予定されております。これは、建築基準関係規定となるため、建築確認及び完了検査の内容確認の手続き等も変更されます。

そこで、今年度名古屋中支部行政懇談会では、建築物省エネ法の申請上の留意点等について、当該事務の実務担当者から説明をいただくこととしました。

皆様方には、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

日 時 平成29年2月17日(金) 15:00~17:00
場 所 愛知建築士会 会議室 (名古屋商工会議所ビル 9階)
講 師 名古屋市住宅都市局建築指導課 建築物環境指導係長 三浦 耕司 氏 (予定)
内 容 1. 建築物省エネ法の施行等について
2. 質疑応答
受 講 料 500円 (資料代・お茶代含む。当日徴収。)
C P D 2単位認定予定
申込方法 以下の講習会参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX または電子メールにてお申し込み下さい。(複数人数の申込可)
申込み先 名古屋中支部長 向井 稔
(有)向井設計事務所
TEL: 052-203-0052 FAX: 052-203-0053
e-mail: msj@deluxe.ocn.ne.jp
申込締切 平成29年2月10日(金)まで。ただし、定員40名になり次第締め切ります。

(公社)愛知建築士会 名古屋中支部 行政懇談会 (平成29年2月17日) 参加申込書
平成28年度行政懇談会に参加します。

ご芳名: _____
ご連絡先 電 話 _____
F A X _____
E-mail _____@_____

「実務者のための設計・監理契約書」講習会のご案内

～四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款（小規模向け）の解説～

1. 趣旨

建築士法の一部を改正する法律（平成27年6月25日施行）に対応するため、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（以下、四会研究会という）では、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類（以下、一般向け契約書類という）を改正するとともに、新たに小規模向けの契約書類を作成し、平成27年3月に発行した。

一方、四会契約約款の解説書は、平成21年に第2版を発行して以来改訂を行なっていなかったが、今回の契約書類の大幅な改正に合わせて改正し、一般向けと小規模向けのそれぞれを平成28年9月に発行することとなった。

今回、四会研究会では、この新しい解説書をテキストとして、契約の重要性、約款の内容などを学習することを目的とした講習会を開催することとした。

建築士法改正により、契約の重要性が高まっており、契約書類の使用方法をよく理解したうえで使用する必要があるため、この機会にぜひ受講ください。

2. 主催等

主催：（公社）愛知県建築士事務所協会、（公社）愛知建築士会
（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

共催：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会

3. 受講対象者

建築士、建築士事務所の開設者、建築主、その他建築に係わる者等

4. 開催日時

平成29年2月20日（月）14:00～15:40（受付：13:30～）

5. 開催場所

（公社）愛知建築士会 会議室（名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル 9F）

6. 定員 80名

7. 後援（予定） 愛知県

8. 受講料

・テキストあり 主催者会員 4,500円（税込） 非会員 6,500円（税込）

・テキストなし 主催者会員 2,000円（税込） 非会員 3,500円（税込）

※受講料は当日受付までご持参ください。

9. 講習会の方法と時間

講義内容	時間（目安）	講師等
挨拶	10分	開催地主催団体
1. 本調査研究会の活動	8分	DVDによる講習
2. 業務委託契約書類の解説	14分	
3. Q&A	13分	
4. 契約一般について	15分	
5. 契約約款の逐条解説	39分	
合計	約1時間39分	講習時間合計

10. テキスト

「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款 (小規模向け) の解説」
 A4版、160頁、定価2,916円(税込)、会員価格2,624円(税込)
 ※既にテキストをご購入されている方は講習会当日ご持参ください。

11. CPD 本講習会はCPDのプログラムとして開催する予定。

12. 申込方法

下記申込書にて、平成29年2月10日(金)までに、申込ご希望の団体までFAXによりお申込み下さい。

◇送り先：(公社)愛知県建築士事務所協会 FAX：052-201-0508

◇送り先：(公社)愛知建築士会 FAX：052-201-3601

13. お問い合わせ先

(公社)愛知県建築士事務所協会 TEL：052-201-0500

(公社)愛知建築士会 TEL：052-201-2201

「実務者のための設計・監理契約書講習会」講習会申込書

(公社)愛知県建築士事務所協会 FAX：052-201-0508

(公社)愛知建築士 FAX：052-201-3601

・申込者名	
・連絡先住所	〒 会社名(建築士事務所名)又は所属先
・会社名又は所属先	TEL () - FAX () - 携 帯 () -
・申込希望 □にチェックマークを 記入してください。	・会員(愛知建築士会または愛知県建築士事務所協会) <input type="checkbox"/> テキストあり 4,500円 <input type="checkbox"/> テキストなし 2,000円 ・非会員 <input type="checkbox"/> テキストあり 6,500円 <input type="checkbox"/> テキストなし 3,500円
・会員番号等 ※主催者会員の場合のみ	<input type="checkbox"/> 愛知建築士会(会員番号：) 支部 <input type="checkbox"/> 愛知県建築士事務所協会(会員番号：) 支部

以下、講習会事務局記入欄

愛知県建築士事務所協会 受付 ・ 愛知建築士会 受付

番で受付いたしました。当日、参加券としてこのFAXをご持参下さい。

「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)及び
「既存住宅状況調査方法基準」(案)の制定に関する意見の募集について

平成28年12月27日
国土交通省

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、重要な政策課題となっている既存住宅流通市場の活性化を推進するため、国土交通省では既存住宅の品質に関する正確な情報を消費者等に提供することができる、既存住宅の調査の普及を図ることとしています。

そこで、既存住宅状況調査の担い手として一定水準以上の知識とノウハウを有する技術者を育成するため、また調査の適正な実施を図るため、「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)、「既存住宅状況調査方法基準」(案)を新たに制定することを予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)
及び「既存住宅状況調査方法基準」(案)の制定に関する意見の募集要領

1. 意見募集対象

別添資料 「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)
「既存住宅状況調査方法基準」(案)

2. 意見募集期間

平成28年12月27日(火)～平成29年1月12日(木)(必着)

3. 意見送付方法

意見提出様式に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) 電子メールの場合 メールアドレス : seisan@mlit.go.jp
(電子メールの題名を「既存住宅状況調査技術者講習登録規程案に関する意見」又は「既存住宅状況調査方法基準案に関する意見」として下さい。)
- (2) F A Xの場合 F A X 番号 : 03-5253-1629
「パブリックコメント担当」宛へお送りください。
- (3) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛
(「既存住宅状況調査技術者講習登録規程案に関する意見」又は「既存住宅状況調査方法基準案に関する意見」と明記して下さい。)

4. 注意事項

- ①ご意見は日本語でご提出ください。
- ②「既存住宅状況調査技術者講習登録規程」(案)と「既存住宅状況調査方法基準」(案)のどちらの告示案に関する意見かが分かるようにして送付ください。
- ③提出されたご意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。
※ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆さまからいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご了承ください。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。
- ⑦氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

5. 閲覧又は資料の入手の方法

- インターネットによる閲覧又は資料の入手
- ・電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページ
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
 - ・窓口(国土交通省住宅局住宅生産課)での配布

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（案）について

1. 背景

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、重要な政策課題となっている既存住宅流通市場の活性化を推進するため、既存住宅の品質に関する正確な情報を消費者等に提供することができる既存住宅の調査の普及を図ることとしており、調査の担い手として一定水準以上の知識とノウハウを有する技術者を育成していく必要がある。

この技術者の育成について、公正な第三者機関による講習において行うこととし、国が監督を行うことにより、その適正な実施を図るため、既存住宅状況調査技術者講習登録規程の制定を検討している。

2. 概要

(1) 講習の登録（第3条～第5条関係）

国土交通大臣は、講習を行おうとする者の申請により講習の登録を行うこととし、申請書類、欠格条項及び合議制機関の設置等の登録の要件を定めることとする。

(2) 講習の登録の更新（第6条関係）

講習の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、失効することとする。

(3) 講習事務の実施に係る義務（第7条関係）

全国的な講習の実施、講習の受講資格及び内容、修了証明書の有効期間、修了者等に関する情報の公表等、講習機関が遵守すべき義務を定めることとする。

(4) 講習事務規程（第9条関係）

講習機関が講習事務を実施するに当たり、講習の受講手数料の額など、事務開始前に国土交通大臣に届け出る講習事務規程の内容について定めることとする。

(5) 適合勧告及び改善勧告（第13条・第14条関係）

国土交通大臣は、講習機関が（1）の登録の要件に適合しなくなったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告できることとする。

また、国土交通大臣は、講習機関が（3）の義務に違反していると認めるときは、当該義務による講習事務を行うべきこと等を勧告できることとする。

(6) 登録の取消し等（第15条・第16条関係）

国土交通大臣は、講習機関が欠格条項に該当するに至ったとき等において、講習の登録を取り消し、又は講習事務の停止を指示することができることとする。

(7) 施行期日（附則関係）

この告示は、公布の日から施行することとする。

【お知らせ】

知立市及び田原市内の都市計画法の開発許可等が 愛知県から知立市及び田原市に移ります。

施行日:平成29年4月1日

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(平成28年愛知県条例第61号、平成28年12月22日公布、平成29年4月1日施行)により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から知立市及び田原市へ移譲されます。

知立市及び田原市へ権限移譲される主な事務(都市計画法関係)

開発行為の許可(法第29条)、開発行為変更の許可(法第35条の2)、工事完了の検査(法第36条)、建築制限等の解除の承認(法第37条)、開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理(法第38条)、予定建築物以外の建築等許可(法第42条)、建築物等の許可(法第43条)、地位の承継届の受理・承継の承認(法第44条・法第45条)、開発登録簿への登録・写しの交付(法第47条)など

○建築基準法(建築確認審査業務を除く)、建設リサイクル法(建築物)[※]等に関する審査業務は、これまでどおり各建設事務所建築課で行います。

注)建設リサイクル法の届出(土木工事)は、所管の建設事務所維持管理課で受け付けています。

○建築確認審査業務は、これまでどおり本庁建築指導課(東大手庁舎)で行います。

○建築基準法に係る申請書・届出の受付及び確認済証、許認可通知書等の交付は、これまでどおり市町村の窓口で行います。

【お問い合わせ】

愛知県建設部建築局建築指導課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【電話】052-954-6588 【FAX】052-951-0840

愛知県西三河建設事務所建築課

〒444-0860 岡崎市明大寺町1番4号

【電話】0564-27-2734 【FAX】0564-23-4619

愛知県東三河建設事務所建築課

〒440-0801 豊橋市今橋町6

【電話】0532-52-1315 【FAX】0532-52-1310

知立市建設部建築課

〒472-8666 知立市広見三丁目1番

【電話】0566-95-0128 【FAX】0566-83-1141

田原市都市整備部建築課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番1

【電話】0531-23-3526 【FAX】0531-22-3811